

- I. 委託業務の概要
- II. 契約に関する事務手続
- III. 契約変更に関する事務手続
- IV. 経理処理について

V. 物品費について

- VI. 人件費・謝金について
- VII. 旅費について
- VIII. その他について
- IX. 間接経費について
- X. 再委託費・共同実施費について
- X I. 検査
- X II. 委託費の支払
- X III. 研究開発資産・知的財産権について
- X IV. 成果報告と研究成果の発信
- X V. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

(1) 設備備品費

① 基本的な考え方

業務・事業の実施に必要な単体で機能する物品で、機械装置、工具器具備品、製造または改良ならびにその据付等に要するものを指します。装置等の改造(主として機能を高め、または耐久性を増すための資本的支出)を含みます。なお、設備備品の定義・購入手続きは大学等の規程によるものとします。

② 設備備品等に係る外注については、必要性および金額の妥当性を明確にしてください。(検査時に仕様が明確か確認します。)委託項目の本質的な部分(研究開発要素のある業務)を外注することはできませんので、外注する内容については、十分検討してください。

③ 地方自治体の承認が必要な建築工事は、必ず承認を受けてください。

④ 設備備品費の留意点

ア) 設備備品の製作・購入については、「取得価額が10万円以上(消費税込)、かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上のもの」は設備備品費に、それ以外、「取得価額が10万円未満、または使用可能期間が1年未満のもの」は消耗品費に計上します。

以上はNEDOの目安ですが、大学等は大学等の規定によることも可能です。

イ) ソフトウェアは上記①にかかわらず、その用途により、計上する費目が異なりますので注意してください。

用途	計上費目
① 資産計上する機器・設備類に組み込まれ、または付属し、一体として機能するもの	物品費(設備備品費)
② 単独で動作するもので、法人で製作したものおよび購入したもの	物品費(消耗品費)
③ 単独で動作するもので、外注したもの	その他(外注費)
④ ライセンス期間が定められているもの	その他(諸経費・借料)

⑤ 複数の競争的研究費、当該NEDO委託事業および使途に制限のない自己資金による「共用設備」の購入に関する留意点

大学または国立研究開発法人等が複数の競争的研究費で共同して利用する設備(以降は、共用設備という)を、合算により購入することを可能とします。また、当該NEDO委託事業と使途に制限のない自己資金(以降は、自己資金という)による研究で、合算により購入することを可能とします。なお、主な留意点は以下のとおりです。

ア) 当該NEDO委託事業と相対する競争的研究費が、合算購入を認めている競争的研究費であるか確認してください。

イ) 購入費用の「負担割合」は合理的な考え方、具体的には「契約期間(見込み)による按分」、「使用割合(見込み)による按分」、「契約数による等分」等から研究の実情に即して委託先が負担割合を決め、当該NEDO委託事業での負担額を「合算購入調書」書式V-1(P. 76)により算出し、帳票類として保管してください。小数点以下の端数処理は、負担額が大きい競争的研究費や自己資金に計上することを基本とし、相対する競争的研究費と調整の上、計上してください。なお、共用設備の使用実績のNEDOへの報告は不要とします。

ウ) 共用設備に関連する改造費、保守費、光熱水料等を計上する場合は、上記の合理的な負担割合により算出された経費を計上します。なお、相対する競争的研究費や自己資金による研究が既に終了した場合は、当該NEDO委託事業で専有することになるため、全ての経費を計上してください。

エ) 購入費用の按分により、当該NEDO委託事業の負担額が10万円未満となる場合であっても、物品費(設備備品費)に計上します。

オ) 当該NEDO委託事業の負担額によらず、共用設備の購入に際し1契約が200万円以上(消費税込)の機種または業者を選定して発注する必要がある場合は、「選定理由書」書式IV-1(P. 72)により当該機種を選定した理由や相見積を行わない理由を明確にし、価格の妥当性についても説明してください。また、月別項目別明細表には、契約先名称、法人番号を記

載してください。

- カ) 実施計画書の積算(項目別明細表)には、品名に【共用設備】と記入した上で、負担割合を乗じて積算してください。
- キ) 大学または国立研究開発法人等が委託先のほか、再委託先または共同実施先の場合であっても合算購入を可能とします。
- ク) 相対する競争的研究費が、補助金または助成金の場合は処分制限財産となるなど、共用設備の管理等にあつては、相対する競争的研究費にも配慮が必要です。

(2) 消耗品費

① 基本的な考え方

研究の遂行に直接要した資材、部品、消耗品等の購入費または製作費(設備備品には該当しない物品)、取得価額が10万円未満(消費税込)のもの、または使用可能期間が1年未満のもの(金額や使用可能期間の基準は NEDO の目安ですが、大学等は大学等の規定によることも可能です。)

例示

- ・ソフトウェア(既製品) ※バージョンアップを含む
- ・図書、書籍 ※年間購読料を含む(委託業務の遂行に直接必要な図書・資料購入費)
- ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM 等
- ・実験動物(既成)
- ・試薬
- ・実験器具類

- ② 消耗品費として計上するソフトウェアは、単独で動作するもので、法人で製作したものおよび購入したものとなります。(上記の表を参照)
- ③ 帳票類に、購入した品名が〇〇一式として記載されている場合は、その内訳を補記してください。
- ④ 法人全体で一括購入している一般事務用品等(例えば、コピー機のトナー、プリンタのインクカートリッジ、鉛筆、机等の事務機器)で、研究に直接使用した部分を特定できない場合は、計上が認められません。ただし、NEDO使用分を台帳で管理している場合や、個別発注・管理している場合等、研究に直接使用した部分を特定できる一般事務用品等は計上できます。
- ⑤ ガス類、原材料等で、業者と単価契約を行っている時は、その単価を適用します。この場合、検査時に契約単価を契約書等で確認することがあります。
- ⑥ 消耗品等は委託業務に使用するために購入するものであり、委託期間末において、予算消化のために購入することは認められません。
- ⑦ 購入する書籍等の「題名」を明確にしてください。入門書、概要説明書等、委託業務に直接必要と認められない書籍は、計上できません。
- ⑧ 年間購読の場合は、経過月分の計上は可能ですが、未経過分については計上できません。

合算購入調書

20 年 月 日

1. 合算購入する競争的研究費の事業名等および共用設備

※相対する競争的研究費が合算購入可能であることを確認の上、報告すること。

共用設備名称: △△測定評価装置

	事業名	資金配分機関	委託等種別	負担割合
NEDO 事業	□□□/▽▽▽/〇〇に関する研究開発	NEDO	委託	50%
相対する事業	××開発事業/××に関する研究開発	JST	委託	50%

2. 合算購入する理由

NEDO事業では、〇〇の研究開発で〇〇の特性評価を行うため、△△測定評価装置が必要であり、一方でJST事業においては××の性能評価を行うため、同装置が必要となることから合算して購入する。

3. 購入費用の負担割合

※①～③から1つ選択すること。

①契約期間(見込み)による按分 ②使用割合(見込み)による按分 ③契約数による等分

4. NEDO事業の負担額

【①の記載例】△△測定評価装置の購入価額(税抜)の購入価額は1,000万円、検収日は2020年7月であり、契約期間を考慮してNEDO事業では32ヶ月間(2020年7月～2023年2月)、JST事業では9ヶ月間(2020年7月～2021年3月)であることから、事業期間による按分した結果は以下のとおり。なお、小数点以下の端数は、負担額が大きいNEDO事業に計上。

$$10,000,000 \text{ 円} \times 32 / (32+9) = 7,804,879 \text{ 円}$$

【②の記載例】△△測定評価装置の購入価額(税抜)の購入価額は1,000万円、検収日は2020年7月であり、NEDO事業及びJST事業の契約期間を考慮すると、両事業ともに使用期間は32ヶ月間(2020年7月～2023年2月)。一月の使用割合(見込み)を検討した結果、NEDO事業で使用する日数は計12日(A教授5日、B准教授7日)、JST事業で使用する日数は計10日(A教授3日、C准教授7日)であるため、按分した結果は以下のとおり。なお、小数点以下の端数は負担額が大きいNEDO事業に計上。

$$10,000,000 \text{ 円} \times 12 / (12+10) = 5,454,546 \text{ 円}$$

【③の記載例】△△測定評価装置の購入価額(税抜)の購入価額は1,000万円、検収日は2020年7月であり、NEDO事業及びJST事業の契約期間を考慮すると、両事業ともに使用期間は32ヶ月間(2020年7月～2023年2月)。一月の使用割合(見込み)も同程度であることから、等分してNEDO事業では500万円を計上。